

定例監査の結果

1 監査の期間

令和6年11月11日から令和6年12月27日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

教育委員会事務局 学校教育課、生涯学習課、小学校7校（八ツ面・鶴城・一色南部・一色西部・荻原・吉田・東幡豆）、中学校2校（福地・東部）及びふれあいセンター等4施設（中央・室場・三和・きら市民交流）

(2) 対象期間

令和6年4月1日から令和6年12月27日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告

保有個人情報の管理について、不適切な事例は認められなかった。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 学校教育課

ア 契約事務

(ア) 随意契約の根拠条文に記載誤りがあった。 【契約規則第24条】

(イ) 予定価格が定められていないものがあった。 【契約規則第25条】

(ウ) 起案伺いと契約書の契約日が一致していないものがあった。 【文書事務の概要】

(エ) 予定価格書を封入していないものがあった。 【契約規則第13条】

イ 文書事務

(ア) 文書管理システムに登録されていないものが散見された。
【文書取扱規程第 18 条】

(イ) 出張命令について、決裁区分誤りが散見された。【教育委員会決裁規程別表第 1】

(ウ) 口頭復命の供覧起案が行われていないものがあった。【服務規程第 17 条】

(エ) 起案伺いにおける公印使用承認が未実施であった。
【教育委員会公印規則第 8 条】

(2) 生涯学習課

ア 契約事務

(ア) 予定価格書を封入していないものがあった。【契約規則第 13 条】

(イ) 起案伺いと契約書の契約期間、契約日が一致していないものが散見された。
【文書事務の概要】

(ウ) 見積徴収の起案文において、決裁権者の決裁日の前に見積徴収を依頼しているものがあった。
【契約事務のチェックシート】

イ 文書事務

(ア) 起案伺いにおける公印使用承認が未実施であった。【教育委員会公印規則第 8 条】

(イ) 文書管理システムに登録されていないものがあった。【文書取扱規程第 18 条】

(ウ) 補助金交付決定通知が未送付のものがあった他、決裁権者の決裁前に補助金の交付決定を通知しているものが散見された。【文書事務の概要】

(エ) 3 日以内に出張復命が行われていないものがあった。【服務規程第 17 条】

(3) 小学校及び中学校

適正に処理されていると認められた。

(4) ふれあいセンター等

適正に処理されていると認められた。